

甲府市過疎地域持続的発展計画（令和３年度～令和8年度）の中間評価（令和３年度～令和５年度）シート

【事業計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体 (所管課)	① R3,4,5年度に過疎地域で実施した内容	② 実施内容に対する評価	③ 今後の課題と対応策
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	○上九の湯ふれあいセンター管理運営事業 市民の憩いの場所である上九の湯ふれあいセンターの管理運営を行い、寺川グリーン公園、上九ふれあい農産物直売所などの地域資源を有機的に連携させる中で、県内外からの集客力向上による地域の活性化を図る。	福祉部 長寿介護課	令和４年度に市民の憩いの場所である上九の湯ふれあいセンターのトイレ洋式化工事を行った。 また、令和6年度以降の指定管理者について、令和5年度にプロポーザルによる民間活力の導入を行い、施設のリニューアル工事とあわせて集客力向上を図った。	令和3、4年度は新型コロナウイルスの影響で利用者は大幅に減少したが、令和5年度は大きく回復した。さらに令和6年度以降に向けて、民間活力の導入により、利用者の増加が見込まれる。	民間活力の導入により、利用者は増加傾向にあるが、施設の老朽化が著しいことから、施設改修のための工事が見込まれる。
		○上九ふれあい農産物直売所管理運営事業 地域の特性を活かした上九ふれあい農産物直売所の管理運営を行い、上九の湯ふれあいセンター、寺川グリーン公園などの地域資源を有機的に連携させる中で、県内外からの集客力向上による地域の活性化を図る。	産業部 農政課	上九ふれあい感謝祭実行委員会（上九ふれあい農産物直売所、寺川グリーン公園、上九の湯ふれあいセンター、上九一色デイサービスセンター及び上九一色地区自治会連合会）が主催で、毎年10月に上九ふれあい感謝祭を開催し、地域農林産物等を活用した催し物の提供を通じて、地域の活性化に繋がるよう、地域内外の住民との交流を深めている。	予定通りにイベントを開催し、多くの来場者で賑わい地域活性化に貢献できた。	当該地区は、今後も高齢化による人口減少が加速していく中、既存のイベントの開催をはじめ、上九の湯ふれあいセンターとの連携を図りながら、地域農林産物等の食材を活用する中で、地域活性化を意識した集客向上に努めていきたい。
		○甲府市寺川グリーン公園管理運営事業 上九一色地区の豊かな緑と清らかな清流のもとで、キャンプやバーベキューなどを楽しめる寺川グリーン公園の管理運営を行い、上九の湯ふれあいセンター、上九ふれあい農産物直売所などの地域資源を有機的に連携させる中で、県内外からの集客力向上による地域の活性化を図る。	産業部 林政課	寺川グリーン公園の維持管理・運営、上九一色地域の振興（上九ふれあい感謝祭への参加）	施設については、問題なく維持管理されており、利用者についても増加傾向。 地域振興としては、上九一色地域の振興の拠点となっている。	施設の開設が平成初期のため、今後、経年劣化が見込まれる。上九一色地域振興の拠点となる施設の一つとなっており、今後も運営していく必要がある。
		○登山道管理事業 県内外からの登山者の増加を図るため、釈迦ヶ岳山頂～八坂峠林道登山口及び釈迦ヶ岳山頂～三方分山山頂において、登山道の通行の妨げとなる草、雑木類、笹等を刈り払いし、安全な通路を確保する。また登山者を正しいルートに誘導するため、目印等の設置を行う。	産業部 観光課	登山者の安全性を確保するため、職員による登山道踏査を実施し、正しいルートを誘導する目印の設置や倒木の有無等の調査を行った。	倒木もなく、道迷いも発生していないことから、適切に管理できていると判断できる。	倒木の発生は、その年の自然状況（台風、大雨等）に大きく左右されるため、登山者の安全性確保の観点から、過去の執行実績に捉われず、継続的に予算を確保していく必要がある。
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	○防災行政用無線管理事業 甲府市防災行政用無線（同報系、上九一色地区内6局）の保守点検を行う。	市長直轄組織 防災企画課	毎年、上九一色地区にある6局の点検を行った。また、放送が聞き取りにくいなどの連絡をもらった際には、現地に出向き、音量やスピーカーの向きを調整した。	達成できている。	今後についても、毎年点検を行い、要望があった際には音量やスピーカーの向きを調整する。
		○衛星携帯電話維持管理事業 自然災害発生時などの通信手段の維持確保を図るため、各自治会へ配布している衛星携帯電話の維持管理を行う。	市長直轄組織 防災企画課	衛星携帯電話を貸与してから年数が経過しているため、現在の所在を確認した。	達成できている。	現在の衛星携帯電話がサービス終了となるため、令和7年度に最新の衛星携帯電話へ更新を行う。自治会長が毎年変わることもあるので、毎年所在について確認していく。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体 (所管課)	① R3,4,5 年度に過疎地域で実施した内容	② 実施内容に対する評価	③ 今後の課題と対応策
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業	○自主運営バス運行事業 交通手段のない交通弱者には、公共交通が欠くことのできないものであることから、公共交通の維持確保を図る。	企画部 交通政策課	【R3年度】バス停位置の変更や時刻表の変更について上九一色地区公共交通協議会で協議をし、対応を行った。 【R4年度】バス停の新設や路線の延伸及び時刻表の改正について上九一色地区公共交通協議会で協議をし、対応を行った。 【R5年度】追従車の廃止及びバス路線の延伸、一部バス停廃止によるルート変更、時刻表の改正について上九一色地区公共交通協議会で協議をし、対応を行った。	上九一色・中道地区コミュニティバスについては、地区の住民にとって欠くことのできないものであることから、利用者の利便性向上のためのバス停位置やルートの変更や「バス利用お買い物手形」事業などの利用促進策を展開した。また、上九一色地区公共交通協議会においてコミュニティバスの利用者数等を確認する中で、今後の在り方について自分事として捉えていただくことなどにより、公共交通の維持に努めた。	今後もコミュニティバスの利用状況を踏まえた運行計画の適正化について検討を行う中で、引き続き、バス利用者が商品割引サービスを受けられるよう「バス利用お買い物手形事業」などにより、更なる周知・PRを行い、利用者数の維持・増加を目指す中で公共交通の維持に努める。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業	○古関・梯簡易水道維持管理事業 簡易水道施設維持管理業務として、水質検査（水道法第20条）、施設維持管理業務委託等を行う。	上下水道局工務部 水保全課	配水管の漏水修理や配水池等の点検等により施設全体の維持管理を継続するとともに、水質検査を行い安全な水道水の安定供給に努めた。	施設点検による維持管理、水質検査ともに問題なく実施できたと評価できる。	施設の老朽化が進んでおり、今後の維持管理が課題となる。
		○古関・梯農業集落排水施設維持管理事業 農業用水の浄化保全と公衆衛生の向上、並びに生活環境の改善を図ることを目的に、平成9年度から供用を開始した農業集落排水施設の維持管理を行う。	産業部 農政課	・公営企業会計の適用 ・最適整備構想に基づく計画的な機器更新による長寿命化	・公営企業会計を適用し、経営状況の把握が可能になった。 ・最適整備構想に基づく計画的な機器更新により長寿命化が図られた。	人口減少が顕著に進行しているが、生活排水の処理施設として恒久的に利用されていく施設であり、今後も計画的な機器の更新が必要である。経営状況の把握に努め、健全な運営を図る。
		○災害時用食料及び飲料水備蓄事業 災害時に備え、全住民の3日分の食料及び飲料水を備蓄し、消費期限を迎える年度に遅滞なく更新する。	市長直轄組織 防災企画課	期限を迎える飲料水や食料はなかった。	達成できている。	今後も、期限を迎える飲料水等の更新を遅滞なく行う。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業	○国保直営診療所開設事業 上九一色地区住民の医療と健康管理を担う施設として、上九の湯ふれあいセンター内に、甲府市直営上九一色診療所を開設する。 ＜医科＞毎月2回 ＜歯科＞毎週火曜日	福祉部 健康保険課	上九の湯ふれあいセンター内に併設している国保直営診療所として、医師を確保し医科と歯科の診療を行っている。医科は毎月第2・第4水曜日、歯科は毎週火曜日に開設している。医科では、交通手段がない患者については送迎サービスを実施している。また、希望者にはインフルエンザ予防接種も行っている。	医科の受診患者は人口減少に伴い減少傾向にあるが、今後も現在と同様に開設予定。定期的に開設することで、地域住民の公衆衛生の向上に寄与している。	診療日数の拡大、医療設備・診療科の充実並びにサービスの向上に努めることが、利用者の増加に繋がる考えられるが、地域住民の数が少ない当該地域の実情を勘案すると、利用者の増加は見込めないと思われる。
		○自主運営バス運行事業（再掲） —	—	—	—	—
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業	○遠距離通学援助事業 小中学校の統合等により、中道南小学校及び笛南中学校へ遠距離通学する児童・生徒に対し、通学援助として通学定期券を交付し、保護者の負担軽減と安全通学の確保を図る。	教育部 学事課	過疎地域から中道南小学校及び笛南中学校へ遠距離通学する児童・生徒に対し、通学援助として通学定期券を交付した。	通学定期券を交付することで、保護者の負担軽減と安全通学が確保できた。	通学定期券の交付を廃止すると、児童生徒や保護者の負担が増大する可能性があるため、過疎債の経過措置が適用されなくなる令和9年度以降の事業実施に係る財源確保については、財政課と協議していく。